

危機管理体制基本方針

一 学園における危機管理

1 危機管理の必要性とねらい

学園の危機管理は、学校生活全般にわたって発生する事件や事故への対応策である。

学園の危機管理のねらいは、**生徒の命と人権を守り、安全を確保すること**である。そのためには、平素から緊急事態を想定し、**危機管理マニュアルを確認し合っ、全教職員が一丸となって被害を未然に防ぐこと**。また、万一の場合、**被害を最小限にとどめるようにすること**である。

2 危機管理の目的

生徒や教職員の命を守る。危機発生時、教職員は生徒の生命及び身体の安全確保を最優先し、迅速かつ的確な対応し、生徒への影響をできる限り少なくしていく。

危機に対する感性を磨いて、**危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ**。様々な事象を想定して『危機管理マニュアル』をつくり、**迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備する**。また、**研修や訓練をと**おして危機管理に関する意識や資質の向上を図る。

事件・事故の再発防止と教育の再開、生徒の心のケアに向けた対策を講じる。

3 本校の特殊性

教団の北側に幼稚園・小学校・中学・高校が集中。また、中高の各寮も近接するため、災害・事故の被害が拡大する可能性がある。そのため、幼小中高の各校で事件があり、避難の必要性がある場合は、他の学校（幼小中高）で同一の行動をとる必要がある。

教団本庁の警衛課・渉外課の協力を得られるメリットがあるが、喜志地域との関係をもっと密にする必要がある。

高校野球などで全国的に有名であるために報道の関心が深く、報道されやすい。

4 課題を補う危機管理体制

危機管理のマニュアルをつくり、緊急時の連絡体制を確立する。

学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が保護者・教会・教団・地域との信頼関係を築く。

学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。

5 保護者・教団・教会・会員・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

本庁警衛課、渉外課、警備員に学園の危機管理マニュアルを熟知してもらう。

マニュアルに従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、緊急事態発生時に備える。

6 対象とする危機

最も対処していく必要があるのは、生徒にとっての危機である。また、学校が諸活動を進めるうえでは生徒や保護者、会員さんから信頼されていることが必要である。そのため、対象とする危機を、生徒に好ましくない影響を及ぼす事態から、学校経営上の問題、保護者や会員さんの批判や不信感を招き、学校の信頼性を損なう事態まで幅広くとらえる。

授業中の問題行動（立ち歩き・反抗的態度
学級崩壊など）

対教師暴力・生徒間暴力・いじめ・器物破損・体罰・凶器所持

不登校・家出

自殺・自殺未遂・自殺願望

殺人・殺人未遂・殺人願望

精神的虐待・身体的虐待
事件（誘拐・窃盗・脅迫・暴力・IT被害・喫煙）・事故・誘拐・不審者
薬物・アルコール中毒・病気離婚・家庭崩壊・身近な人の死及び喪失
自然災害（火災・地震・台風）
体罰・セクハラ・セキュリティー漏れ

こうした危機の発生要因（生徒側から）としては、次のことが考えられる。

問題解決上の危機
人生における過渡期の危機
成熟上・発達上の危機
トラウマとなるストレスによる危機
精神病理によって引き起こされる危機
人間関係上の危機

7 教職員の日常の行動方針

教育活動や業務に潜んでいる問題点や課題を把握し、危機への備えをする。

常に危機管理意識をもって教育活動をするとともに、危機管理に関する目標を設定し、進行管理を行なう。

自由に意見が言える風通しのよい職場をつくり、問題が発生したら直ちに報告して迅速な対応をする。

総合的な危機管理ができるように、日ごろから保護者や地域、関係機関などとの連携を密に行なう。

危機発生時の役割を常に認識し、迅速かつ的確な対応ができるようにする。

8 危機管理のプロセス

危機管理は、次のプロセスで考える。

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 未然防止に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1)危機の予知・予測

過去発生した自校や他校の事例から、その危機発生

の原因や経過を分析・検討して、発生の前兆を明らかにし、危機の予知・予測に努める。また、生徒や社会の現状・変化などを踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測に努める。

(2)未然防止に向けた取組

日ごろから、一人一人の生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検をし、未然防止に向けた取組を行う。また、生徒、保護者、本庁の人々からの情報を収集し、危機を予知・予測、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。

(3)危機発生時の対応

危機が発生した場合、適切な対応により、生徒、教職員の生命や身体の安全と人権を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

(4)対応の評価と再発防止に向けた取組

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践していく。また、未然防止の取組についても、定期的に評価し改善していくとともに、日々の教育活動の充実に努める。

9 危機管理の日常の視点

(1)全体的

- ・どの生徒も心の内面に不安や悩みなどを抱えているという認識をもって指導に当たっているか。
- ・一人一人の生徒と触れ合い、表情や言動の変化を読みとっているか。
- ・一人一人の生徒についての情報交換を行っているか。
- ・生活ノートや実態調査などの活用を図っているか。
- ・一人一人の生徒の成長を継続的に把握しているか。
- ・日ごろから、保護者と連絡・情報交換を行っているか。
- ・従来有効であった指導を、絶対的なものと考えていないか。
- ・専門機関などから助言を得られる体制ができているか。

(2)学級経営・授業

- ・小学校と幼稚園との連携など、学校・園間の連携を進めているか。
- ・一人一人の生徒の「よさ」を生かしあえる学級づくりをしているか。
- ・授業方法の柔軟な選択を行い、ティーム・ティーチング、体験的な活動など、指導方法の工夫を行なっ

ているか。

- ・生徒と積極的に触れ合う中で、様々な変化を読みとり、指導に生かしているか。
- ・集団生活に必要なルールを、繰り返し指導しているか。

(3) 情報化の進展に伴う新たな問題など

情報化が急速に進展する中で、インターネットによる人権侵害や、性に関する行きすぎた情報などの様々な有害情報が社会に氾濫しており、生徒の健全育成を阻害している。また、テレホンクラブやツーショットダイヤルなどを介した性の逸脱行為などの問題も発生している。さらに、携帯電話の電子メールを利用した嫌がらせなど、新たな形態の問題行動も発生している。

- ・インターネットやテレホンクラブ、携帯電話の電子メールの仕組みや問題点、それらに起因する非行の実態を把握しているか。
- ・情報教育において、電子メールの利用についてのルールやマナーを指導しているか。
- ・保護者に、これらに関する情報を提供しているか。

(4) 薬物などの乱用

生徒の覚せい剤などの使用は全国的に広がっている。

- ・青少年の薬物乱用の実態について把握しているか。
- ・保健所や警察などの関係機関と連携し、薬物乱用防止教育を実施しているか。
- ・関係機関との連携を通じて、薬物の乱用に至る心理を理解しているか。
- ・保護者に、薬物乱用防止に関する情報を提供しているか。

(5) 保護者との連携

学校は、教育方針や現状、学校と家庭の役割について、保護者に十分な説明を行う必要がある。保護者も、家庭の役割を理解し、学校と協力していくことが必要である。

- ・日ごろから、通神や保護者会を通して学校の教育方針や現状を積極的に伝えているか。
- ・保護者の学校に対する要望を受け止めているか。
- ・学校の役割と保護者の役割を確認の上、協力しながら生徒の指導に当たっているか。

(6) 開かれた学校づくりと安全確保

本庁・保護者・会員さんの協力を得ることにより、積極的に教育活動の展開に取り組み、開かれた学校づくりを進めなければならない。そのため、日ごろから生徒・保護者・本庁・教会・会員に情報を開示して信

頼を得る必要がある。

- ・日ごろから、本庁・教会・会員に学校の教育方針や現状を伝え、協力関係づくりに取り組んでいるか。
- ・本庁・教会・会員の人々の学校に対する意向の把握に努めているか。

二 緊急対応マニュアルの整備

すべての生徒・職員・保護者・本庁に開示できる「対応マニュアル」をつくる。

細かな疑問にも対応できる「詳細版」と、日常掲示できる「簡易版」をつくる。学校によっては「生徒版」をつくる。

1 緊急対応マニュアルの課題

緊急対応マニュアルが、実際の危機においては十分機能しないこともあるとの指摘がある。その主な理由として考えられる次の課題を克服したものにす。

〔緊急対応マニュアルに関すること〕

- ・想定していた以上の危機が発生し、マニュアルの対応では不十分であった。
- ・教職員の役割分担が、実際にはマニュアルどおりにならなかった。
- ・必要な対応の手順や内容の記述などが不十分であった。
- ・今日の社会の現状や学校の実態を踏まえたマニュアルとなっていなかった。

〔教職員に関すること〕

- ・混乱した状況で、教職員相互の連絡や情報収集が不十分となり、正確な事実の把握に時間がかかった。
- ・教職員の危機管理意識が十分でなかった。
- ・マニュアルの定期的な見直しやシミュレーションが行われていなかったため、対応についての基本的知識が十分でなかった。
- ・事前の役割分担により自分の役割は理解していたが、緊急対応全体を見通した視点をもっていなかった。

2 緊急対応マニュアル作成上の留意点

- (1) 最悪のケースを想定すること
- (2) 必要な対応、手順を明示すること
- (3) 関係機関などの連絡先を明示すること
- (4) 関係機関などから助言を得ること

(1)最悪のケースを想定すること

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携など、組織的な対応が必要なケースを想定すること。学校において「想定外」はない覚悟が必要となる。

(2)必要な対応、手順を明示すること

マニュアルは、文章で示したものとチャート図など、様々な形式が考えられる。どの形式であっても、緊急時の対応や手順、役割分担などの必要事項が明記されていること。

また、状況によって対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められたりするので、マニュアルが絶対的なものではないことを理解しておくこと。

(3)関係機関などの連絡先を明示すること

生命にかかわる事件・事故など、一刻を争う場合に備え、あらかじめ緊急連絡先一覧などを作成・掲示するなど、速やかに関係機関などに連絡できるようにしておくこと。

(4)関係機関などから助言を得ること

学校の実情を踏まえながら、警察、消防、学校医、警衛課、渉外課などの専門的な立場からの助言を得てマニュアルを作成すること。

3 緊急対応の主な内容

事件・事故発生後は、短時間に多くの対応が求められるので、マニュアルに主な対応内容を明記しておくこと。また、教職員の役割分担により、複数の対応が同時に行われることなどに留意しておく必要がある。

〔例〕生徒の暴力事件で大怪我発生後の対応

- (1) 生徒の安全確保
 - ・被害生徒の応急処置
 - ・加害生徒の行為の制止
 - ・救急車の要請
 - ・救急車への同乗など
- (2) 情報収集
 - ・周囲の生徒への移動の指示及び情報収集

- ・加害生徒からの事実確認など

対策本部設置

- (3) 関係機関、保護者などへの連絡
 - ・消防、警察、警衛課、渉外課などへの連絡
 - ・加害及び被害生徒の保護者への連絡
- (4) 現場の保存（警察の指示による）
 - ・施錠や掲示などによる立入禁止の措置
- (5) 関係機関への対応
 - ・警察への捜査協力
 - ・教主様への経過報告
 - ・保護者会への連絡など
- (6) 報道機関への対応
 - ・対応窓口の決定
 - ・対応方針の教職員への周知
 - ・取材に関する依頼（取材場所や時間の制限など）
 - ・受付の設置など
- (7) 加害及び被害生徒の保護者への対応
 - ・加害及び被害生徒の保護者への事情説明と今後の対応についての協議など
- (8) 他の生徒及び保護者への対応
 - ・緊急の生徒集会、保護者会における説明や協議内容の検討
- (9) 記録
 - ・記録の整理〔参考記録に必要な事項〕
 - ア事故・事件の概要
 - ・発生日時、関係生徒名、事故の内容、被害の状況、動機、原因
 - ・事故発生時までの指導の経過
 - イ学校の連絡・対応状況
 - ・関係生徒及び保護者、他の生徒及び保護者、教職員、保護者会役員
 - ウ警察などの関係機関との連携状況
 - エ報道機関への対応
 - オ事件後の生徒への継続的な指導
 - カ指導体制の再検討及び改善
 - キ生徒の心のケア

4 危機管理体制の確立

危機管理意識の高揚

教職員が常に危機管理意識をもって行動することが危機管理の第一歩である。そのため、校内研修などにより、マニュアルを全職員で定期的に見直すことや、危機を想定したシミュレー

ションを実施する。これにより、未然防止に必要な取組や緊急時に必要な対応の理解及び対応力の向上を図ることができるとともに、危機管理意識を高揚することができる。

また、管理職不在時に事件・事故が発生した場合の対応の判断・指示や渉外課・警衛課への連絡などについて、事前に教職員間で共通理解しておく。

緊急対応体制の確立

(1) 対策本部の設置

迅速・的確な緊急対応を行うためには、情報を集約・分析したり、対応方針を決定したりする機能をもつ中核的な組織（対策本部）が必要となる。対策本部は、管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主任などで構成するが、各校の実情に応じて、生徒指導委員会などの既存の組織を活用することも考えられる。

各校で、緊急時に対策本部をどのように編成するかについて事前に決定しておき、危機発生時に直ちにその組織が機能するようにしておくこと。

(2) 対策本部の主な機能

- ・情報の整理・分析
- ・緊急対応方針及び対応策の検討・決定
- ・関係機関との連絡・調整
- ・情報、対応の文章化（記録）

危機発生時の緊急対応

1 緊急対応における要点

- (1) 冷静な対応
- (2) 管理職のリーダーシップ
- (3) 正確な情報収集及び情報の共有化
- (4) 組織的な対応
- (5) 保護者・地域社会との連携
- (6) 関係機関との連携
- (7) 通信手段の確保
- (8) 報道機関への対応

(1) 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先と

する対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

(2) 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担などについての的確な指示を行う。また、教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

(3) 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故発生時、周囲にいた生徒などから可能な限り正確に聞き取った情報を、対策本部において整理し、要点を文章化する。そして、教職員でその情報の共有化を図る。

(4) 組織的な対応

対策本部の決定事項をその構成員である教師が速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に報告するなど「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

(5) 保護者・地域社会との連携

P T A 役員や地域の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、生徒及び学校の教育活動を守る体制づくりをする。

(6) 関係機関との連携

本庁渉外課・警衛課や警察、消防などの関係機関と連携を図り、今後の対応に関する助言や支援を得る。

(7) 通信手段の確保

保護者や報道機関などからの問い合わせなどが殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する必要がある。

ファクシミリがその手段として有効であるが、例えば、教職員の所有する携帯電話を、本人の同意を得た上で、連携を図る必要のある機関に番号を伝え、非常用電話として利用することも考えられる。

(8) 報道機関への対応

対策本部で開示すべき情報を取捨選択して、広報担当者につたえ、情報開示の窓口を一本化する。

関係機関との連携

(1) 日ごろからの連携

学校が支援を得られる機関についての情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴などを把握した上で連携を図る。学校から指導方針

や現状を説明し、適宜助言を受けることなどを
通して、日ごろから相談できる関係をつくって
おく。

(2) 緊急時の連携

危機を最小限に抑えるため、消防、警察、保
健所などの関係機関に連絡し、支援を要請する
ことを原則とする。校長は正確な事実関係を把
握し最終的に要請の必要性を判断する

(3) 継続した連携

危機を脱した後も、今後の対応についての助
言を得たり、直接、生徒の支援に当たってもら
ったりするなど、継続的な連携を図る。また、
連携した機関から、学校の緊急対応についての
評価を得て、その改善を図る。

緊急保護者会の開催

(1) 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は本
庁渉外課・警衛課や保護者会などと連携を図り、
次のような点を考慮の上で判断する。

〔判断基準〕

- ・事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒及
び保護者に与える影響が大きい。
- ・生徒及び保護者に、不安感や学校に対する不
信感が高まっている、または高まる可能性が
ある。

(2) 目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施
する。

- ・事件・事故についての正確な事実や対応の概
要を説明することで、噂の流布などによる混
乱を避ける。
- ・学校運営の正常化を図るため、今後の対応方
針を説明し、保護者や教団関係の人々の協力
を求める。
- ・学校の対応方針などに対する保護者の要望や
考えを聞く。

(3) 実施上の留意点

説明内容の十分な準備

個人情報への配慮

教職員の共通理解

誠意ある対応

渉外課・保護者会との連携

説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報
とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景など
を分析し、説明内容について十分準備しておく。

個人情報への配慮

事件・事故にかかわる生徒の人権やプライバシーに
ついて最大限の配慮を行う

教職員の共通理解

管理職は、教職員に保護者会での説明内容や協議事
項、今後の対応方針などについて説明し、共通理解
を図っておく。

誠意ある対応

保護者会において、様々な意見や要望が出されるこ
とが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、
誠意をもって対応する。

渉外課・保護者会との連携

開催目的・内容などについて、渉外課・保護者会と
事前に協議する。必要な場合は、助言や他機関の保
護者会への同席などを依頼する。

6 報道機関への対応

対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対
応する。

- (1) 情報の公開
- (2) 誠意ある対応
- (3) 公平な対応

(1) 情報の公開

個人情報や人権などに最大限に配慮しながら、事
件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応
し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生
じないようにする。

また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プ
ライバシー保護などの理由から伝えられない場合、そ
の旨を説明し、理解を求める。

(2) 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校
の対応状況や今後の方針を広く保護者や本庁・教
会・会員さんに説明し、学校と報道機関との関係が
協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対して

も公平に情報を提供する。

対応のポイント

- (1) 窓口の一本化
- (2) 報道機関への依頼
- (3) 社名、記者名、連絡先などの確認
- (4) 取材意図の確認及び準備
- (5) 明確な回答
- (6) 教団との連携
- (7) 記者会見の設定

(1) 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または教頭が窓口となるか、公報担当教師を置き、一本化する。どちらが窓口となるかについては、あらかじめ協議しておく。

また、伝える情報をその都度確認しておく。

(2) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関しての依頼を文書などにより行う。

〔依頼内容（例）〕

- ・校内の立ち入りに関して
- ・取材場所、時間に関して
- ・生徒や教職員への取材に関してなど

(3) 社名、記者名、連絡先などの確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先などを確認しておく。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図などを把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシーなどへの配慮はできているかなどの点に留意する。

(5) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

(6) 教団との連携

記者会見を開く際の留意事項などについて助言を得るなど渉外課に支援を要請する

(7) 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、渉外課と連携を図り、記者

会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間などについては、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。

取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

7 保護者・地域社会との連携

保護者・地域社会との連携

(1) 日ごろからの情報提供と意向の把握

(2) 地域の協力者との連携

(3) 安全確保の取組

(1) 日ごろからの情報提供と意向の把握

授業参観や学校行事の開放、各地域での懇談会などを通じ、学校の現状や指導方針の説明を行い、学校に対する理解・協力を求めるとともに、保護者や地域の人々の意向の把握に努める。

なお、学校からは学校通信や学年通信など、様々な文書が保護者あてに出されているが、その際、人権やプライバシー保護の観点などに十分配慮する必要がある。学級通信についても、複数の教員により事前に内容を検討するなど、学校から出される文書を検討するシステムを確立しておくことが重要である。

(2) 地域の協力者との連携

地域の民生委員・児童委員や保護司、学校評議員などと日ごろから連絡を取り合うことにより、地域における生徒の状況を把握し、問題行動などの早期発見に努める。

(3) 安全確保の取組

開かれた学校づくりの推進に伴い、不審者の侵入を防止するなどの安全確保の取組もする。

保護者や地域の人々からの情報提供

保護者や地域の人々から、電話などにより、地域における生徒の行動などについて様々な情報が学校に提供されるその中には学校への批判も考えられるが提供された情報により危機の未然防止が図る。

情報提供を受ける際には、次のような点に

留意する。

- (1) 誠意ある対応
- (2) 情報内容の確認
- (3) 情報の共有化と組織的な対応

(1) 誠意ある対応

情報提供者に対して、誠意をもって対応する。特に、最初に対応した教職員の対応が学校の姿勢と理解されるので、対応の基本方針について共通理解を図るとともに、電話のマナーなどについても留意する。

(2) 情報内容の確認

対応の際、例えば5W1Hを意識しながらなるべく詳細に情報を聞き取るように心がける。そして、指摘を受けた内容については、事実関係を確認することや、基本的な指導方針について伝える。また、後日、学校から連絡をとる必要があるので、氏名、連絡先などを聞いておく。

- (3) 情報の共有化と組織的な対応。情報を受けた教職員は直ちに管理職などにその内容を伝え学校全体で情報を共有する必要に応じてさらに情報収集を行い、管理職の指示により迅速な対応を行う。

8 訴訟・情報開示などへの対応

訴訟への対応

日ごろ学校が正常に運営されているときには法律についてあまり意識することはないが発生した事件・事故により学校の責任が問われた場合、法律の問題に直面することになる。管理職のみならず教職員も、研修などを通じて職務遂行上必要となる関係法令についての知識を習得しておかなければならない。

〔例〕参考事件・事故に関する学校の法的責任と対応策

学校の施設・設備の瑕疵が原因で事故が起きた場合

学校の施設・設備などが通常用いられる使用方法で用いたにもかかわらず事故が生じた時には、学校の設置者である公共団体が賠償の責を負う。学校は、定期的、あるいは地震や台風など、外的環境に大きな変化がある場合など、定められた手順に従って安全点検を行う必要がある。特に学校の場合、生徒は多様な活動をす

ること、安全に対する判断能力が十分に発達していないことなどを考慮に入れた安全点検を行い、安全対策を練る必要がある。

授業中や部活動中など、教師の指導のもとで事故が起きた場合

教科の授業中や部活動など、教師の指導下での事故は、当該教師はもとより学校も責任を負う。この場合、教師としての一般的な注意義務の他に、教科の専門的な指導力も問われ、厳しく責任を追及される。生徒のいたずらによる事故でも、授業中の場合は教師の監督責任が問われる。学年会や学校全体で、特に配慮を要する生徒についての共通認識を図り、それに即した指導を考える必要がある。

救急処置中に判断を誤ったために、事態の悪化を招いた場合

初期の判断を誤り、それが事態の悪化を招いた場合も学校の責任となる。初期の判断を誤りやすい例として、転落や衝突などで受けた頭や体の内部など、見えない部分の損傷を見逃し、生徒の言葉を信じ事態を軽く見てしまうなどがある。特に事故に遭った生徒は的確な状況判断ができない場合が多いし、事故の原因が自分のいたずらにある場合などは、状況を率直に話さない。また年少児の場合、急に病状が悪化しても体調を正しく伝えられないこともある。いずれの場合も、最悪の事態を予想しての対処が肝要であり、生徒を家庭に帰す場合には、学校での状態を保護者に的確に連絡し、家庭での適切な処置に資する必要がある。

事故が起きた場合、その事故に関連した教育活動や安全点検などが、どのようなねらいのもとに、どのような計画で実施されたかが問われる。学校としては、諸活動のねらいや計画などを常に文書で備える必要がある。

情報開示などへの対応

(1) 「情報公開条例」と「個人情報保護条例」
学校が保有する情報の開示を求める動きが全国的に見られる。その対象としては、例えば指導要録、調査書、事故や体罰などに関する報告書などがある。

情報公開については、県や市町村が、行政情報へのアクセスについて定めた「情報公開条例」と、個人のプライバシーなどの権利利益を保護するために、行政機関の保有する個人情報の適正な取り扱いを定めた「個人情報保護条例」に

基づいて実施される。

学校においては、情報公開や個人情報保護に関する条例の趣旨や内容、取り扱いなどについて理解しておく必要がある。

(2) 学校の対応

情報公開への対応としては、次の点をふまえておくこと。

文書の客観性の保持

指導要録などの文書の客観性が保たれるよう、組織的な取り組みを行うこと。

信頼関係の確立

指導要録などの開示請求が行われる背景として、生徒や保護者の学校の指導などに対する不信感がある場合は、その不信感を取り除く努力をするとともに、日ごろから学校教育への理解を求め、信頼関係を築く取組をしていくこと。

(3) 警察の捜査協力の要請への対応

警察から、指導要録の閲覧など、学校に捜査への協力が求められた場合は、警察から情報収集の目的や必要な情報を確認の上、慎重に対応することが必要である。

捜査への協力に当たっては、生徒のプライバシー保護を優先し、適切な情報の提供に努めることが大切である。なお、裁判所の発行する令状がある場合は、法的強制力があり、その申し出に従う義務がある。

9 心のケア

事件や災害後に心のケア体制が必要な理由

- ・被害にあった人および家族の心の傷は計り知れない。
- ・被害の当事者のみならず級友・部活での先輩後輩などの友だち・保護者・職員もそれぞれ打撃を受ける。
- ・大きな事件によって、自尊感情や自己効力感が低下する子どもたち・教職員がいる。
- ・事件後には、「自分も被害に遭うのでは」、「自分も加害者になってしまうのでは」、「わが子が加害者になってしまうのでは」といった不安が高まる。
- ・子どもの自殺は、後追い自殺を引き起こし

かねない。死の美化は厳禁。

- ・ショックは、PTSD（心的外傷後ストレス障害）だけでなく、うつ、反社会的行動身体化疾患（心身症や持病の悪化など）を引き起こす。
- ・事件後、クラスや学校全体が落ち着かなくなる。
- ・事件をきっかけに、保護者は、自らの養育のあり方に疑問や不安をかかえる。
- ・教師が無力感に陥ることがある。

危機直後の心のケア体制と内容

(1) 危機発生1時間以内

校長は、対策本部を設置し、保護者・関係機関への連絡、応急処置、病院の移送、現場の保全、マスメディア対応などの役割を割り当てる。この1時間の行動によって危機対応がうまくいくかどうかが決まる。

(2) 危機発生から72時間以内にすること

- ・生徒の安全確保
- ・保護者との連絡
- ・外部からの支援依頼
- ・学校のスケジュールを決める（学校のスケジュールはなるべく正規のスケジュールを基本にする）
- ・事実関係を記述した危機報告書を作成する
- ・保護者会をできるだけ早く開催する
- ・生徒が衝撃的な出来事を自然に語れるような空間を確保する（保健室・礼拝室など）
- ・保護者への通信（たより）を作成する（スクールカウンセラーと連携をとり、通信（たより）に記載する内容などを検討する）

最後に

この方針は、毎年年度始めに見直しを図り、全員に周知させるものとする。

